

リスト非該当となる汎用の電子デバイスの 解釈について

輸出管理品目ガイダンス<エレクトロニクス>¹3.3.5.1で示した汎用の電子デバイスの該非判定について（判定検討表）の解釈を、下記にQ&A形式で解説する。

注1：本節（1-1.～1-6.）で扱うのは、一般的なカタログに掲載される汎用の電子デバイスに関してのQ&Aです。従って、汎用ではなく他の用途に用いるために特別に設計された電子デバイスは、その用途の装置の該当項番で該非判定が必要になることがあるのでご注意ください。

注2：本節のQ&Aは輸出令別表第1の1～15の項に明らかに非該当であることを判定する解釈を記載したものであり、16の項に該当でキャッチオールの対象になることが前提です。

Q	A
<p>1. 汎用の固定抵抗器、可変抵抗器 汎用の固定抵抗器、可変抵抗器はどの項番で該非判定する必要がありますか？</p>	<p>輸出令別表第1では、汎用の固定抵抗器、可変抵抗器を規制している項番はありません。 従って汎用の固定抵抗器、可変抵抗器の該非判定結果は1～15の項に非該当（対象外）となります。</p>
<p>2. 汎用のコンデンサ 通常入手可能な汎用のコンデンサ（チップ型、挿入型を含む）の該非判定を簡略化する方法はありませんか？</p>	<p>汎用コンデンサの仕様の一つである定格電圧に着目し、カタログや仕様書から750V以下と判断できる場合はリスト規制に非該当と判断できます。 従って、外部メーカー等から購入した汎用コンデンサであっても、定格電圧が750V以下のものは明らかにリスト規制に非該当ですので、外部メーカー等から該非判定書を手に入ることなく輸出者等で該非判定が行えます。</p> <p>-----</p> <p>【規制内容の解説】 輸出令別表第1の2の項（41）でパルス用コンデンサとして貨物等省令第1条第四十九号で、更に輸出令別表第1の7の項（7）で高電圧用コンデンサとして貨物等省令第6条第六号で規制値が定められています。</p> <p>1）貨物等省令第1条第四十九号の規制 当省令では、定格電圧が750V以下のコンデンサは非該当です。定格電圧が750Vを超えるコンデンサは、総エネルギー、静電容量、直列インダクタンスに基づく該非判定が必要となります。</p> <p>2）貨物等省令第6条第六号 当省令では、定格電圧が5kV未満のコンデンサは非該当です。定格電圧が5kV以上のコンデンサは、総エネルギー、エネルギー密度等に基づく該非判定が必要となります。</p> <p>以上の1）及び2）の規制内容から定格電圧が750V以下であれば、輸出令別表第1の1～15の項に明らかに非該当となります。</p>

¹2019年1月9日時点において第15版（2017年9月）が最新となります。

Q	A
<p>3. 汎用のコイル、インダクタ、トランス 電子機器に広く用いられる汎用のコイル、インダクタ、トランスはどの項番で該非判定すれば良いのでしょうか？</p>	<p>電子機器に広く用いられる汎用のコイル、インダクタ、トランスは輸出令別表第1では規制されていません。 なお、輸出令別表第1の2の項(34)及び7の項(5)で超電導磁石が、それぞれ貨物等省令第1条第三十九号及び第6条第七号で、更に輸出令別表第1の7の項(4)で超電導材料を用いた装置が貨物等省令第6条第四号で規制されていますが、これらは超電導材料を用いたものであり、単にコイル、インダクタ、トランスと呼称することは一般的にありません。</p>
<p>4. 汎用のディスクリートトランジスタ 汎用のディスクリートトランジスタの該非を見極める簡単な方法を教えてください。</p>	<p>汎用のディスクリートトランジスタの該非判定の対象となる項番は、高周波用トランジスタとして輸出令別表第1の7の項(2)の「マイクロ波用機器若しくはその部分品又はミリ波用機器の部分品」で、貨物等省令第6条第二号ニで規制され、大電流用トランジスタは輸出令別表第1の7の項(8の3)の「電力の制御又は電気信号の整流を行う半導体素子」として貨物等省令第6条第八号の三で規制されていますが、汎用のディスクリートトランジスタとしては他の規制項番はありません。従って、</p> <p>①高周波用トランジスタとしては動作周波数が2.7GHz超である。 ②大電流用トランジスタとしては最大動作接合部温度が215℃超である。</p> <p>が他の規制パラメータとAND条件で規制されていますので、汎用のディスクリートトランジスタで上記①と②の条件をともに満たさなければ、非該当であることを簡単に見極めることができます。</p> <p>-----</p> <p>【モジュールの場合の注意点】 ディスクリートトランジスタではなく、それらを用いた輸出令別表第1の7の項(8の3)の半導体モジュールであってスイッチング機能を有するモジュールは、2の項(41)の「核兵器の起爆又はその試験に用いられる貨物であって、高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品」であれば貨物等省令第1条第四十八号での判定が必要な場合があるので注意を要します。</p>

Q	A
<p>5. 汎用のディスクリートダイオード 汎用のディスクリートダイオードの該非を見極める簡単な方法を教えてください。</p>	<p>汎用のダイオードの該非判定の対象となる項番は、大電流用ダイオードとして輸出令別表第1の7の項(8の3)の「電力の制御又は電気信号の整流を行う半導体素子」で、貨物等省令第6条第八号の三で規制されていますが、他の規制項番はありません。</p> <p>貨物等省令第6条第八号の三では、「①最大動作接合部温度が215℃超である。」が他の規制パラメータとAND条件で規制されていますので、①の条件を確認することで、汎用のダイオードが非該当であることを簡単に見極めることができます。</p> <p>-----</p> <p>【モジュールの場合の注意点】 ディスクリートダイオードではなく、それらを用いた輸出令別表第1の、7の項（8の3）の半導体モジュールであってスイッチング機能を有するモジュールは、2の項（41）の「核兵器の起爆又はその試験に用いられる貨物であって、高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品」であれば貨物等省令第1条第四十八号での判定が必要な場合があるので注意を要します。</p>
<p>6. バッテリー 一般民生品に電源として使用される乾電池、ボタン電池などの一次電池、また携帯電話やパソコンの電源として使用されるリチウムイオン電池などの二次電池を該非判定する項番はありますか？</p>	<p>乾電池やボタン電池、リチウムイオン電池などのバッテリーの構成要素である一次セル又は二次セルは輸出令別表第1の7の項（6）で規制されていますが、バッテリー自体を規制する項番はありません。</p> <p>更に、貨物等省令第6条第五号において、「セル」は「バッテリー（シングルセルバッテリーを含む。）に組み込まれたものを除く。」と明文化されています。</p> <p>従って、バッテリーは輸出令別表第1の1～15の項に明らかに非該当（対象外）です。</p>